

政令第 号

宅地造成等規制法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第九条第一項及び第十五条第二項並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十三条第二項（同法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第一条 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「地表水」の下に「又は地下水（以下「地表水等」という。）」を加え、「又は崩壊」を「、崩壊又は滑り」に、「締固め」を「、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置」に改める。

第十三条中「おいては、雨水その他の地表水」を「おいて、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等」に改め、「、必要に応じて」を削り、同条第二号ただし書中「雨

水を排除すべきものについて」を「崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設」に改め、同条第三号中「雨水その他の地表水」を「地表水等」に改め、同条第四号中「その暗渠」を「専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠」に改める。

第十八条中「雨水その他の地表水」を「地表水等」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第二条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二の見出しを「(開発行為を行うのに適当でない区域)」に改め、同条中「第三十三条第一項第八号」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十三条の三の見出しを「(樹木の保存等の措置が講ぜられるように設計が定められなければならない開発行為の規模)」に改め、同条中「第三十三条第一項第九号」の下に「(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十三条の四の見出しを「(環境の悪化の防止上必要な緩衝帯が配置されるように設計が定められな

なければならない開発行為の規模）」に改め、同条中「第三十三条第一項第十号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条の見出しを「（輸送の便等からみて支障がないと認められなければならない開発行為の規模）」に改め、同条中「第三十三条第一項第十一号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条の二の見出しを「（申請者に自己の開発行為を行うために必要な資力及び信用がなければならない開発行為の規模）」に改め、同条中「第三十三条第一項第十二号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十四条の三の見出しを「（工事施工者に自己の開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力がなければならない開発行為の規模）」に改め、同条中「第三十三条第一項第十三号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十五条の前の見出し中「法第三十三条第一項各号」を「開発許可の基準」に改め、同条中「第三十条第二項」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、

「同条第一項第二号」を「法第三十三条第一項第二号（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十六条中「同条第一項第三号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。

）」を加え、同条各号中「排出できる」を「排出することができる」に改める。

第二十八条中「同条第一項第七号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。

）」を加え、同条第三号中「土留」の下に「（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）」を加え、

同条第四号中「地表水」の下に「又は地下水」を加え、「又は崩壊」を「崩壊又は滑り」に、「締め固め

」を「おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、

これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい

等の設置」に改め、同条に次の一号を加える。

七 切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるとき

は、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水

施設が設置されていること。

第二十八条の二中「同条第一項第九号」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号ただし書中「ニまで」の下に「（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「やむをえない」を「やむを得ない」に改める。

第二十九条中「第七号」の下に「（これらの規定を法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十九条の二の見出しを「（条例で技術的細目において定められた制限を強化し、又は緩和する場合の基準）」に改め、同条第一項中「第三十三条第三項」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二十九条の三の見出しを「（条例で建築物の敷地面積の最低限度に関する基準を定める場合の基準）」に改め、同条中「第三十三条第四項」の下に「（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十九条の四の見出しを「（景観計画に定められた開発行為についての制限の内容を条例で開発許可の基準として定める場合の基準）」に改め、同条第一項中「第三十三条第五項」の下に「（法第三十五条

の二第四項において準用する場合を含む。」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(宅地造成等規制法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に宅地造成等規制法第八条第一項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事又は施行日前に同項若しくは同法第十二条第一項の規定によりされた許可の申請に係る宅地造成に関する工事であつてこの政令の施行の際許可若しくは不許可の処分がされていないものの技術的基準については、第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第五条第三号及び第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 施行日から十四日以内に第一条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行令第十八条に規定する地下水を排除するための排水施設の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者に関する宅地造成等規制法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「その工事に着手する日の十四日前までに」とあるの

は、「あらかじめ」とする。

(都市計画法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前に都市計画法第二十九条又は第三十五条の二の規定によりされた許可の申請であつて、この政令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準に関する技術的細目については、第二条の規定による改正後の都市計画法施行令第二十八条第四号及び第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

宅地の安全性の確保を図るため、宅地造成に関する工事の技術的基準として、盛土をする場合においては、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これを建設機械を用いて締め固めること等を追加して定める等の必要があるからである。